



NOMURA
Office Fund

平成 27 年 6 月 15 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
野村不動産オフィスファンド投資法人
代表者名 執行役員 伊藤 慶幸
(コード番号: 8959)
資産運用会社名
野村不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 安部 憲生
問合せ先 取締役NOF運用部長 吉原 章司
03-3365-0507 nreof8959@nomura-re.co.jp

合併契約の承認等並びに規約一部変更及び役員選任 に関する投資主総会の招集に関するお知らせ

本投資法人は、本日付の役員会において、下記の新設合併契約の承認及び野村不動産投資顧問株式会社（以下「NREAM」といいます。）との資産運用委託契約の解約並びに規約一部変更及び役員選任について、平成 27 年 7 月 30 日に開催予定の本投資法人の第 7 回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 新設合併契約の承認について

平成 27 年 5 月 27 日付「野村不動産マスターファンド投資法人、野村不動産オフィスファンド投資法人及び野村不動産レジデンシャル投資法人の合併契約締結に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、本投資法人は、野村不動産レジデンシャル投資法人及び野村不動産マスターファンド投資法人との間で、平成 27 年 10 月 1 日を新設合併設立法人（以下「新投資法人」といいます。）の成立日とする新設合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結しました。

投資主の皆様におかれましては、本合併の趣旨にご賛同いただき、本合併契約のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

2. 野村不動産投資顧問株式会社との資産運用委託契約の解約について

本合併に伴い、本投資法人が現在締結している NREAM との資産運用委託契約を、新投資法人の成立を条件として解約することとしましたので、かかる解約についての承認をお願いするものです。

なお、新投資法人は、本合併により野村不動産マスターファンド投資法人及び NREAM の間の資産運用委託契約を承継し、NREAM が新投資法人の資産の運用に係る業務を受託する予定です。

3. 規約変更の主な内容及び理由について

① 第 5 条、第 9 条、第 14 条及び第 16 条第 2 項関係

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の改正に伴い、以下のとおり規定を新設及び変更するものです。

イ) 自己投資口の取得（第 5 条の標題の変更及び第 5 条第 2 項の新設）

本投資法人が投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することを可能とするために、規定を新設するものです。

ロ) 投資主総会の招集手続き（第 9 条第 1 項乃至第 4 項の変更）

投資主総会の招集手続きにおける公告の省略を可能とするため、平成 29 年 7 月 5 日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の 7 月 5 日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨の規定を新設するものです。また、これに伴い、上記以外の場合でも、必要があるときは、随時投資主総会を招集する旨の規定を新設するものです。

ハ) 基準日（第 14 条第 1 項乃至第 3 項の変更）

上記ロ) の規定に基づいて定期的に招集される投資主総会において議決権を行使することができる投資主を定める基準日の規定を新設するものです。また、必要な条項の整備及び字句の修正等を行うものです。

ニ) 執行役員及び監督役員の任期（第 16 条第 2 項の変更）

執行役員及び監督役員の任期について、投資主総会の決議によって、法令で定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを可能とする規定を新設するものです。

② 第 25 条、第 26 条第 1 項及び第 27 条第 1 項関係

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正に伴い、資産を主として投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に定める不動産等資産のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用することを目的とする旨を定めるものです。また、これに伴い、関連する字句の修正等を行うものです。

③ 第 26 条第 9 項関係

租税特別措置法施行規則の改正により、投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件が変更されたため、不要となった規定を削除するものです。

④ 第 27 条第 2 項第 3 号、第 3 項第 3 号及び第 30 条第 3 項関係

投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正により、特定資産の範囲に、再生可能エネルギー発電設備が含まれることとなったため、規定を新設するとともに、必要な規定の変更を行うものです。また、本投資法人が取得した再生可能エネルギー発電設備及び動産等について貸付けを行うことを可能とするため、必要な規定の変更を行うものです。

⑤ 第 34 条第 1 項第 2 号及び第 2 項関係

投資法人における税会不一致の問題に関して、「投信法」及び「租税特別措置法」等の改正に伴い、本投資法人における課税負担を軽減する目的での利益を超えた金銭の分配を可能とするために規定の変更を行うものです。

⑥ 第 38 条第 3 項関係

本項に規定する各事務を第三者に委託することについては同条第 2 項に、委託に際して役員会の承認を受けることについては投信法第 109 条第 2 項第 2 号に規定されており、本項は確認的な内容のものであることから、規約の簡素化を図るため削除するものです。

⑦ 上記のほか、必要な条項の整備及び字句の修正等を行うものです。

4. 役員選任について

執行役員伊藤慶幸、監督役員一條實昭及び監督役員宮直仁は、平成 27 年 8 月 7 日をもって任期満了となるため、執行役員 1 名（候補者：伊藤慶幸）及び監督役員 2 名（候補者：一條實昭及び宮直仁）の選任について議案を提出するものです。

5. 投資主総会日等の日程

平成 27 年 6 月 15 日 第 7 回投資主総会提出議案に係る役員会決議

平成 27 年 7 月 13 日 第 7 回投資主総会招集ご通知発送（予定）

平成 27 年 7 月 30 日 第 7 回投資主総会開催（予定）

以 上

- * 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページ URL : <http://www.nre-of.co.jp/>